

事務連絡
平成23年9月1日

社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局指導課

東京電力福島原子力発電所の事故により被害を受けた医療機関への補償について

標記について、別添のとおり、福島県医療主管課宛てに事務連絡を発出いたしましたので、貴職におかれましても、当該事務連絡の内容について御了知いただきますとともに、福島県内の会員各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

事務連絡
平成23年9月1日

福島県医療主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

東京電力福島原子力発電所の事故により被害を受けた医療機関への補償について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今般、東京電力から、福島原子力発電所の事故による原子力損害に対する本補償について、今後必要となる手続きやスケジュール等が公表されました（別添参照）。これによると、東京電力から各事業者宛てに9月中を目途に請求書用紙が発送されるとともに、受付が開始され、10月上旬以降に補償金の支払いが開始されることとされています。

東京電力からの補償の実施が具体化してきたことを踏まえ、貴管内の医療機関（特に、警戒区域、緊急時避難準備区域及び警戒区域等（以下「避難区域等」という。）に所在する医療機関）に対し、下記について周知徹底をお願いいたします。

記

1. 東京電力からの仮払い補償について

7月29日より、医療法人等に対する東京電力からの仮払い補償が実施されており、3月12日から5月末までの収支差額相当額の2分の1（上限は250万円）の仮払いを受けることができます。

（参考URL）申請手続き及び申請書等

<http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/karibaraihosyou/index-j.html>

避難区域等に所在する医療機関で仮払い補償を未申請のものに対して、早急に申請を行っていただくよう、あらためて周知徹底をお願いいたします。（今後の本補償の手続きの際、仮払いを申請済みの事業者については、より円滑に手続きが進むことが考えられます。）

2. 早急な本補償の実施に向けた準備について

本補償については、東京電力から各事業者宛てに9月中を目途に請求書用紙が発送されるとともに、受付が開始され、10月上旬以降に補償金の支払いが開始されることとされています。

また、補償金の支払いについては、確定した損害から順次支払いが行われることとなっており、第一段としては、3月12日から8月末までの確定した損害についての支払いが行われることとなっております。(9月以降に発生した損害や8月末までの損害であっても申請後に原子力発電所事故による損害として確定したものについては、後日追加で申請することになります。)

なお、医療機関については、申請された損害項目のうち原子力発電所事故によるものとして東京電力と医療関係団体との間で合意されたものから、順次支払われることとなっております。

(参考URL) 東京電力プレスリリース（本補償について）

<http://www.tepco.co.jp/cc/press/11083005-j.html>

また、医療機関については、当省と東京電力との調整の結果、全事業者に対する申請書用紙の一斉発送に先駆けて、事前に申請書の様式が示されることになっております。(現在、東京電力と医療関係団体との間で、医療機関向けの申請書の様式について、調整がなされているところです。)

つきましては、事前に申請書の様式が示された段階で、各医療機関において、申請書の記載準備及び必要書類の用意をしていただき、申請の受付が開始された際に早急に申請書の提出ができるよう事前準備を進めておいていただくよう、周知徹底をお願いいたします。(支払いの審査手続きは請求順に行われますので、早急に支払いを受けるためには、できる限り早く申請書を提出する必要があります。)

3. 留意点

原子力発電所の事故からすでに半年近くが経過し、周辺の医療機関の経営は極めて苦しい状況に置かれています。医療機関が倒産に追い込まれ、地域の医療が空洞化してしまうことを避けるためにも、早急な補償金の支払いが不可欠です。

貴県におかれましては、医療関係団体とも緊密に連携・情報共有していただくとともに、常に各医療機関の経営状況に注視して、必要に応じて相談に応じるなど、適切な御対応をしていただきますようお願いいたします。

<照会先>

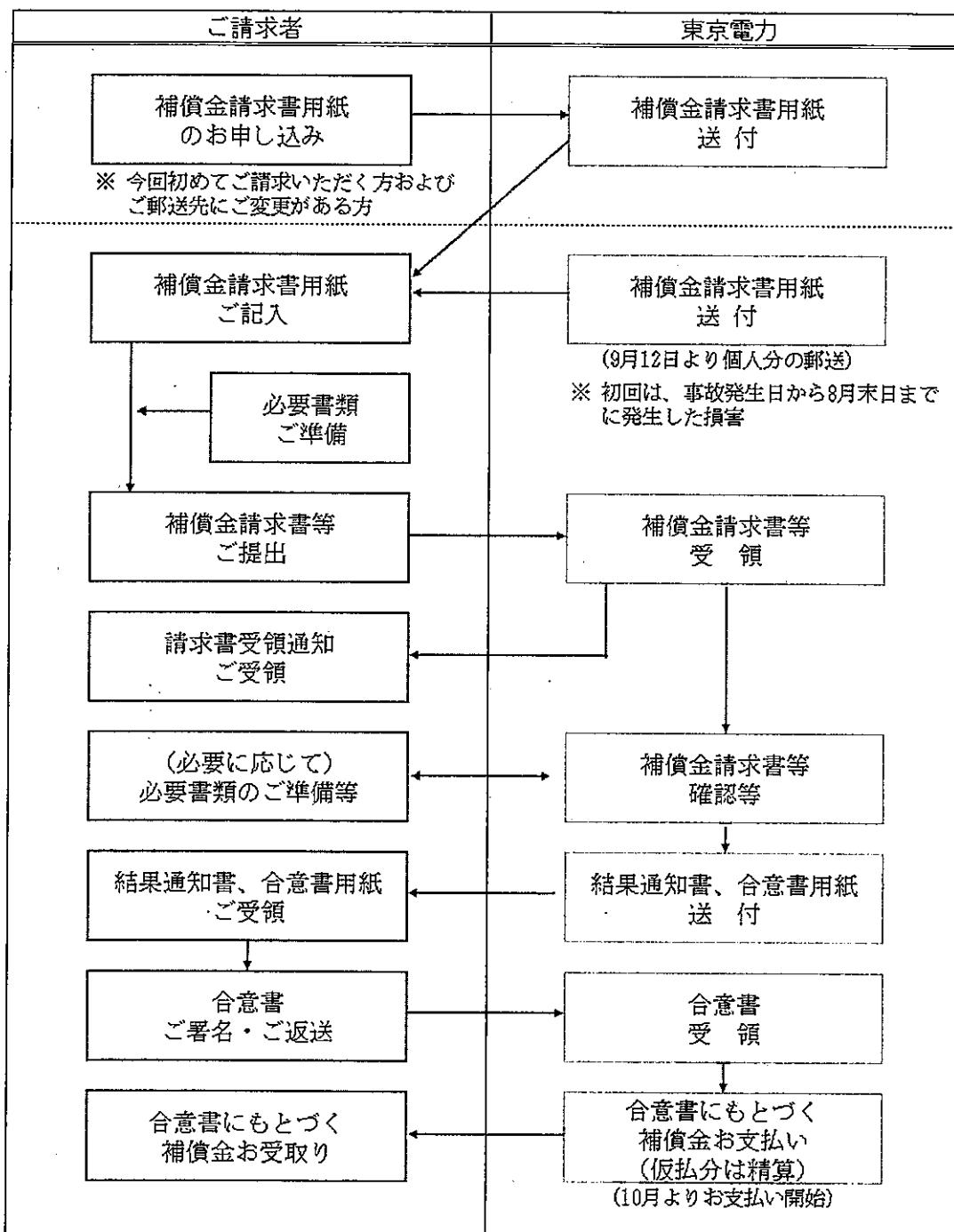
厚生労働省医政局指導課企画法令係 米岡、山本

TEL: 03-5253-1111 (内線4133)

FAX: 03-3503-8562

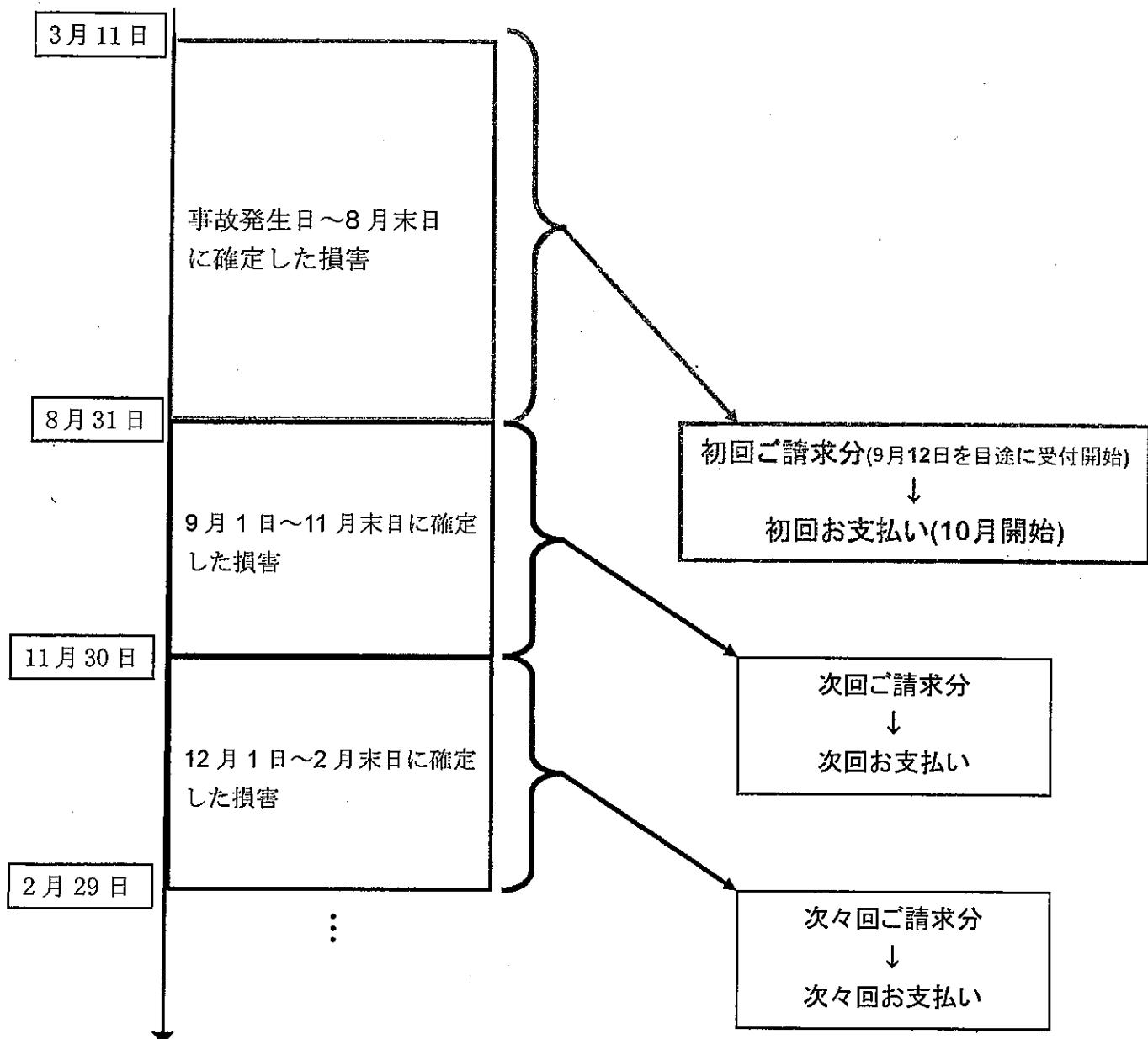
【別紙1】

＜補償ご相談のフロー＞



【参考】

＜補償の対象期間＞



主な損害項目における補償基準の概要

[別紙2]

損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類別	
政府による避難等の指示等に係る損害について				
避難費用 備宅費用 一時立て置用	対象者の方 対象者の方 対象者の方	□避難等対象者の方(当社事故が発生した後に、避難等 これまでの移動原則として回あたり1人5,000円をお支払い。 ・負担された交通費が5,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 ・新道用具を越える自家用車による移動(移動元、移動先ごとに仮定した運賃金額(その他の交 通機関)をお支払い。 ・負担料 ・負担された交通費が5,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 ○宿泊費 ・負担された宿泊費が8,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 ○駆除道具の移動費用 ・同一都道府県内の自家用車による移動(原則として片道1回あたり5,000円をお支払い。 ・負担料が5,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 ・新道用具を越える自家用車(移動元と移動先ごとに仮定した運賃金額(自家用車))をお支払い。 ○除染費用 ○その他手段での移動:運賃がお支払い。 ○原則として1回あたり5,000円をお支払い。 ただし、二台組された旅費費用が5,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。	(1)運賃を証する資料 領収書 (2)除染を行ったことを証する資料 検査結果明細書 等	
生命・身体的損害 避難生活等による精神的損害	対象者の方 対象者の方	□避難等を余儀なくされたために、障害を負い、健康状態 が悪化し、労働にかかり、あるいは死にされた避難等 ※1 既往症等の悪性防止費用のうち、一人当たり10万円を超える部分については、5.0%をお支払い。 ※2 既往症等10万円以上の請求については、医師の診断書をご提出いただきます。 ※3 既往歴等、心臓外傷後ストレス障害等及び既往に關する混迷状況等につきましては、具体的なご事情 を確認させていただけます。 ○交通費 ○タクシーをご利用の場合:ご負担された交通費について、具体的なご事情を確認させていただきます。 ・その他の交通費をご利用の場合:原則として1回あたり一人5,000円をお支払い。 ただし、二台組された旅費費用が5,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 ○宿泊費 ・宿泊費の基準に準じます。	(1)障害を証する資料 領収書 (2)既往症等のある既往、疾患等であること を確認する資料 診断書 等	
就労不能等による精神的損害	対象者の方 対象者の方	□就労不能等による給付等の裏取扱い追加的費用 (以前の平均収入-現在の収入)×軽度費用をお支払い。 ※1 徒前の収入に関する書類が提出いただけない方については、就労形態、就労時間等に基づき算定した基本費 金(月30,000~150,000円)に基づき、裏取扱いお支払い。	(1)就労の事実、就労形態を証する資料 領収書 (2)就労状況証明書、保険証 過去収入明細 給与明細 預金通帳 (3)旅費費用等の実費を証する資料 領収書 等	
検査費用(人)	対象者の方	□避難等対象区段にお住まいの方又は勤務地等がある方のうち、避難等によって前半が困難となり、裏取扱いを予定していた方、及び平成23年3月11日時点では既に、裏取扱いを予定していた方、避難等により就労が困難となり、裏取扱いを生じた方	○検査された方については、平成23年3月11日から平成23年8月31日までの通算分として10万円／月あるいは 12万円／月、平成23年9月1日から平成24年2月29日までの通算分として5万円／月を、それをお支払 い。 ※2 身内退廩を経験している方については、1人あたり10万円をお支払い。	(1)通算等対象区段から連続されていることを 証する資料 生民票 等
検査費用(物)	対象者の方のうち、当社事故が生じたことにより 健診診察費用、放射線検査費用を負担された方	□避難等対象の財物の所有者で、当該財物につ いて放射線検査費用を負担された方	(1)検査の事実を証する資料 検査結果明細書 (2)裏取扱いを証する資料 領収書 等	
財物価値の喪失又は減少等		□避難等対象区段内の財物の所有者で、当社事故に關 して当該財物の価値が喪失又は減少した方	○放射線検査費用 ・1回あたり17,000円をお支払い。 ・負担された放射線検査費用が17,000円を超える場合には、具体的なご事情を確認させていただきます。 ・原則として1回分を対象いたします。 一 等級区分の解説がされていないこと、とて裏取扱いがされた方々の財産状況の確認や想定が難しいことなどから、 系統的に検討を行つたうえで、改めてご案内させていただきます。	

主な損害項目における補償基準の概要

【別紙2】

損害項目	補償対象者	補償基準	補償額	必要書類
当業損害（法人・個人事業主（林業者を含む））	□運送等対象区域内において、平成23年3月11日時点 で事業を営んでおり、運賃等により損害を被った法人・個人事業主(林業者を含む)	○運送指示等に伴う収取分 + 追加的費用 (過去の資本に基づく組合 = 支出しを免れた固定費、変動費(※1)) × 本年度の実収量(※2) + 追加的費用 ※1 通年度における実績で算定します。 ※2 運送指示等に伴う収取分に限ります。		(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2)事業を営んでいたことを証する資料 納税証明書 (3)從前の収入金額を証する資料 損益計算書 確定申告書 等
営業損害（農業）	□運送等対象区域内において、平成23年3月11日時点 で事業を営んでおり、並耕等により損害を被った法人・個人事業主	○運送指示等に伴う収取分 + 追加的費用 並耕であったかつた面積 × 面積相当の割合所率 + 費用相当額 + 追加的費用 ○運送指示等に伴う収取分 + 追加的費用(面積の場合) 面積面積 × 一町あたりの面積所率 + 追加的費用		(1)運業所等を証する資料 確定申告書 (2)農業者であることを証する資料 農地基本台帳 (3)面積を同質していることを証する資料 個体識別番号 等
営業損害（漁業）	□運送等対象区域内において、平成23年3月11日時点 で事業を営んでおり、運賃等により損害を被った法人・個人事業主	○運送指示等に伴う収取分 + 追加的費用 過去の平均漁獲量 - 過去の平均経費 + 現在に支出した費用 + 追加的費用		(1)漁業者であることを証する資料 漁業從事者証明 (2)從前の収入金額を証する資料 納稅証明書 確定申告書 等
政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域等における損害について	営業損害	□運業 内航客船業、旅客船業等、航空運送事業を営んでおり、航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴い損害を被った法人・個人事業主	○当該区域での運業又は航行を行なったことによる収取分 + 追加的費用 (過去の資本に基づく組合 = 支出しを免れた固定費、変動費(※1)) × 本年度の実収量(※2) + 追加的費用 ※1 通年度における実績で算定します。 ※2 航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴う運業に限りません。	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2)從前の収入金額を証する資料 損益計算書 確定申告書 等
	就労不能等による損害	□航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴い運収が生じたことにより当該事業者の経営状態が悪化したため就労不能等となった方	一航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴う営業損害についての実績を踏まえたうえで、改めてご案内させていただきます。	(1)労働の事業、就労形態を証する資料 就労状況証明書、保険証 (2)從前の収入金額を証する資料 給与明細 現金通帳 等
政府等による森林水産物等の出荷制限指示等による損害について	営業損害	□出荷制限指示等の対象地等において、対象品目の出荷等の断念を余儀なくされたことにより、損害を被った 農業者、林業者である法人・個人事業主	○出荷制限指示等に伴う収取分 + 追加的費用 支那に因りたる収益品目にかかる損害額(※1) + 取扱運賃による損害額(※2) + 作付断念による損害額(※3) + 追加的費用	(1)農業者であることを証する資料 農地基本台帳 (2)面積、取引数量を証する資料 仕切伝票、出荷伝票 (3)所持額を証する資料 確定申告書 (4)実費を証する資料 営業伝票 等
	営業損害（造林業）	□定期に植樹した対象品目にかかる損害額 = 定期引價格 × 収穫数量 ※2 取扱運賃による損害額 = 予定期引價格 × 農業数量 - 出荷数量 ※3 作付断念による損害額 = 予定期引價格 × 予定期生産数量 × 利用所率 ※4 なお、牛肉からセシウムが検出されたことに起因する出荷制限指示による損害については、現在、取扱いを検討しております。	○営業自家業主等による損害等に伴う収取分 + 追加的費用 過去の平均経費 + 現在に支出した費用 + 追加的費用	(1)農業者であることを証する資料 運業從事者証明 (2)從前の収入金額を証する資料 納稅証明書 (3)実費を証する資料 営業伝票 (4)從前の収入金額を証する資料 現金通帳 等
営業損害（加工・流通業）	□出荷制限指示等の対象品目を既に仕入れ又は加工したことにより、当該指示等に伴い、当該品目又はその加工品の販売の断念を余儀なくされたり、損害を被った加工・流通業の法人・個人事業主	○出荷制限指示等に伴う収取分 + 追加的費用 出荷制限指示等に伴う販売所率による収量 × 定期引價格 - 一出荷費用 + 追加的費用	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2)価格、取引数量を証する資料 仕切伝票、出荷伝票 (3)在庫量等を証する資料 現金通帳 (4)從前の収入金額を証する資料 現金通帳 等	
	就労不能等による損害	□出荷制限指示等の対象等に基づき検査を行った法人・個人事業主 就労不能等による損害	一出荷制限指示等に伴う営業損害についての実績を踏まえたうえで、改めてご案内させたいだけます。	(1)労働の事業、就労形態を証する資料 就労状況証明書、保険証 (2)從前の収入金額を証する資料 給与明細 現金通帳 等
検査費用（物）	口出荷制限指示等に基づき検査を行った法人・個人事業主	○出荷制限指示等に基づづき検査費用について請求せました	(1)検査実費を証する資料 領收書 等	

主な損害項目における補償基準の概要

【別紙2】

報告項目	補償対象者	補償基準	必要書類例
その他の政府指示等に係る損害について			
当社損害	口政府が当社事故に際し行う指示等に伴う収取分 + 追加的費用 (過去の資料に基づく組合一 支払いを免れた固定費、変動費(※1) × 本年度の収取率(※2)) + 追加的費用 ※1 退年度における実績で算定します。	○当該指示等に伴う収取分 + 追加的費用 (過去の資料に基づく組合一 支払いを免れた固定費、変動費(※1) × 本年度の収取率(※2)) + 追加的費用 ※2 政府が当社事故に際し行う指示等に伴う収取分に限ります。 一 政府が当社事故に際し行う指示等に伴う營業損害についての実績を踏まえたうえで、改めてご案内させていただきます。	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2)従前の収入金額を証する資料 損益計算書 収支明細 現金通帳 領収書 等
就労不能等に伴う損害	口政府が当社事故に際し行う指示等に伴う収取分 + 追加的費用 ※1 退年度における実績で算定します。	○当該指示等に基づく検査費用 ※2 政府が当社事故に際し行う指示等に基づき検査を行つた法人・個人事業主。	(1)就労不能等に伴う収取分 + 追加的費用 ※1 政府が当社事故に際し行う指示等に基づく検査費用 ※2 政府が当社事故に際し行う指示等に基づき検査を行つた法人・個人事業主。
いわゆる風評被害について	口中間指針記載の対象区域の対象品目に係る福井県漁業者等で当社事故に伴う買い控え等による損害を被つた法人・個人事業主。	○当社事故による買い控え等に伴う収取分 + 追加的費用 過去の資料によつて生じた対象品目の市場価格の下落率(※1) + 追加的費用 ※1 買い控え等によって生じた対象品目の市場価格の下落率等については、市場でのデータをもとに、「安値対象品の平均価格下落率 - 安値対象品を除く他の地域全体の平均価格下落率」にて算定します。 ※2 なお、牛肉からセシウムが検出されたことにより、起因し出荷制限指示が出されたことによる風評被害については、現在、取扱いを検討しております。	(1)買い控え等であることを証する資料 各種事業登記簿 (2)過去の収入金額を証する資料 損益計算書 決算申告書 等
福井漁業の風評被害	口主たる事務所又は工場が福井県に所在する福井水産物の加工業者又は食品製造業者で、当社事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被つた法人・個人事業主。	○当社事故による買い控え等に基づく組合一 支払いを免れた固定費、変動費(※1) × (赤上巻の減少率 - 当社事故以外の赤上巻による減少率)(※2)) + 追加的費用 ※1 退年度における実績で算定します。 ※2 当社事故以外の影響による売上高の減少率については現在検討を行っております。	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2)従前の収入金額を証する資料 損益計算書 (3)買い控え等があつたことを証する資料 帳簿
福井水産物の加工業・食品製造業の風評被害	口主たる原科が中間指針記載の対象地域における対象品目となっている福井水産物等、及び医療機器販売店が現に構じられている水を原料として使用する食品を販売加工業又は食品製造業を営んでおり、当社事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被つた法人・個人事業主。	○中間指針記載の対象品目を経済的に取り扱つたいた商品目に関する買い控え等による損害を被つた法人・個人事業主	(1)買い控え等による減少率(※1) + 追加的費用 過去の資料によつて生じた固定費、変動費(※1) × (赤上巻の減少率 - 当社事故以外の影響による減少率)(※2)) + 追加的費用 ※1 退年度における実績で算定します。 ※2 当社事故後、5月末までの外国人観光客の通常の稼約率(※1)を上回る解約に伴い発生した収取分 + 追加的費用
観光業の風評被害	口外国人観光客の当社事故に伴う解約による損害を被つた法人・個人事業主。	○当社事故による解約・予約控え等に伴う収取分 + 追加的費用 過去の資料によつて生じた固定費、変動費(※1) × (赤上巻の減少率 - 当社事故以外の影響による減少率)(※2)) + 追加的費用 ※1 解約率の具体的な算定方法については、解約の実態を踏まえ、現在検討を行っております。	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2)従前の収入金額を証する資料 損益計算書 (3)解約及び売上高の減少を証する資料 帳簿
製造業、サービス業等の風評被害	口福井県に所在する終点で製造業、サービス業を行つており、かつ主として福井県を対象として営業を行つており、当社事故に伴う保険料・手料控え等による損害を被つた法人・個人事業主。	○当社事故による買い控え等による損害を被つた法人・個人事業主	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2)従前の収入金額を証する資料 損益計算書 (3)買い控え等があつたことを証する資料 帳簿

主な損害項目における補償基準の概要

[別紙2]

損害項目	損害対象者	補償基準	必要書類
輸出	□輸出先国との要求等により必要な場合を除いた輸出業者と個人事業主 □輸出先国との輸入拒否がされた時点で、既に当該輸出先国に輸出され、又は生産・製造されたもののに關して、 医薬品等の医薬、転売又は製造の断念により生じた収益分+追加的費用 既往内容等に基づき算定される損害額+追加的費用	○輸出先国の要求等による検査費用+各種証明書発行費用等 経貿費用+各種証明書の発行費用等	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2)領収書 (3)輸入拒否等があつたことを証する資料 (4)その他資料 税務登記書 確定申告書 等
いわゆる間接損害について			
営業損害	□第一次被害者と一定の経済的関係にあり、事業等の性格上、第一次被害者との代替性のない取引を行っていた法人・個人事業主	○間接損害に伴う収益分+追加的費用 過去の資料に基づく粗利-支払いを免れた固定費、変動費(※2)×売上高の減少率(※3)+追加的費用	(1)身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2)一次被害者との関係を証する資料 契約書等 ※1 契約書等により、第一次被害者との取引に代替性がないこと、第一次被害者の退職や事業休止等により依った損害であることを確認させていただきます。 ※2 過年度における実績であることを確認します。 ※3 第一次被害者などの代替性のない取引により生じた間接損害に限ります。
就労不能等による損害	□第一次被害者と一定の経済的関係にあり、代替性のない取引を行っていた法人・個人事業主に蒙られた従業員	一 割接被害に伴う営業損害についての要を踏まえたうえで、改めてご案内させていただきます。	(1)就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況證明書、保険証 (2)従前の収入金額を証する資料 請求収集 給与明細 預金通帳 等
放射線被曝による損害について	口中開指針で示された被害者のうち、当社事業にかかる 放射線被曝による損害	一 放射線被曝による障害の状況を踏まえたうえで、改めてご案内させていただきます。	
その他	地方公共団体等の財産的損害	一 退職等対象区域の解除日程が確定していないこと等から、当社事務の 収束状況等を踏まえつつ、現状的に検討を行ったうえで、改めてご案内させていただきます。	